

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年三月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	一〇一号	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇七の三から 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇四の七まで	前 後	一九・三一メートルから 一九・二七メートルまで 一九・〇六メートルから 一九・二七メートルまで	一五一・一八メートル 一五一・一八メートル	
2	国 道	二八〇号	青森市大字瀬戸子字磯田二五四の二から 青森市大字瀬戸子字神田三の三まで	前 後	一八・〇一メートルから 一八・〇六メートルまで 一三・五二メートルから 一三・五二メートルまで	三七・三四メートル 三七・三四メートル	

青森県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年三月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇七の三から 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇四の七まで	平成三・二・二五
国道二八〇号	青森市大字瀬戸子字磯田二五四の二から 青森市大字瀬戸子字神田三の三まで	〃

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十五日

青森県公安委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第一号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、こ

れを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(情報管理課)</p> <p>第七条の五 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>三〇六 [略]</p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p>第八条 生活安全部に次の五課を置く。</p> <p>生活安全企画課 少年女性安全課 地域課 通信指令課 保安課</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第九条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 質屋及び古物商に関すること。</p> <p>四 警備業及び探偵業に関すること。</p> <p>五 銃砲刀剣類及び火薬類、高圧ガス、放射性物質その他の危険物に関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く)。</p>	<p>(情報管理課)</p> <p>第七条の五 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一・二 [同上]</p> <p>三 文書の浄書、印刷及び製本に関すること。</p> <p>四〇七 [同上]</p> <p>〔二号ずつ繰り上げる。〕</p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p>第八条 生活安全部に次の五課を置く。</p> <p>生活安全企画課 地域課 通信指令課 少年課 保安課</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第九条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一・二 [同上]</p> <p>三 保護、行方不明者等に関すること。</p> <p>四 配偶者からの暴力の防止等の対策に関すること。</p> <p>五 ストーカー対策に関すること。</p>

<p>六 風俗営業等に関すること。</p> <p>七・八 [略]</p> <p>(少年女性安全課)</p> <p>第九条の二 少年女性安全課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 保護、行方不明者等に関すること。</p> <p>二 ストーカー対策に関すること。</p> <p>三 配偶者からの暴力の防止等の対策に関すること。</p> <p>四 子供・女性を対象とする性犯罪等の前兆事案対策に関すること。</p> <p>五 少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。</p> <p>六 少年指導委員、少年補導協力員等に関すること。</p> <p>七 少年の補導に関すること。</p> <p>八 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。</p> <p>九 少年事件の捜査及び調査に関すること。</p> <p>十 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。</p> <p>十一 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。</p> <p>〔条を削る。〕</p>	<p>六 子供・女性を対象とする性犯罪等の前兆事案対策に関すること。</p> <p>七・八 [同上]</p> <p>〔条を加える。〕</p>
<p>(少年課)</p> <p>第十条の三 少年課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。</p>	

(保安課)

第十条の三 保安課においては、次の事務をつかさどる。

〔号を削る。〕

一〇四 〔略〕

〔号を削る。〕

五〇八 〔略〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

九 〔略〕

(機動隊)

第十七条の四 機動隊においては、次の事務をつかさどる。

(保安課)

第十条の四 保安課においては、次の事務をつかさどる。

一 銃砲刀剣類及び火薬類、高圧ガス、放射性物質その他の危険物に関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く)。

二〇五 〔同上〕

〔二号ずつ繰り上げる。〕

六 風俗営業等に関すること。

七〇十 〔同上〕

〔二号ずつ繰り上げる。〕

十一 質屋及び古物商に関すること。

十二 警備業及び探偵業に関すること。

十三 〔同上〕

(機動隊)

第十七条の四 機動隊においては、次の事務をつかさどる。

二 少年指導委員、少年補導協力員等に関すること。

三 少年の補導に関すること。

四 少年事件の捜査及び調査に関すること。

五 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

六 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

七 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

一 〔略〕

二 部隊活動の訓練に関すること。

三 機動隊の庶務の整理に関すること。

四 本部長から特に命ぜられた事務に関すること。

一 〔同上〕

二 警備実施技術の研究及び指導に関すること。

三 爆発物の処理に関すること。

四 機動隊の庶務の整理に関すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十七条の四の改正規定は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭